

新たな資源管理の推進に向けたロードマップ に関するQ & A

令和3年5月
水産庁
(令和4年3月更新)

【目 次】

※ これまでに開催された新たな資源管理の推進に向けたロードマップに関する説明会において出された質問や意見を基に作成したQ & Aです。

新漁業法に基づく新たな資源管理についての理解の一助となれば幸甚です。

《ロードマップの目標》

- 1 令和 12 年度までに 10 年前と同程度まで漁獲量を回復させることを目標に設定していますが、10 年前とはいつを指しているのか。· · · · · 7
- 2 令和 12 年度までに 10 年前（平成 22 年度）と同程度まで漁獲量を回復させることを目標に設定していますが、海洋環境や陸上での水産を取り巻く状況が今と昔とでは異なっている状況において、どのように目標を達成していくのでしょうか。· · · · · 7
- 3 令和 12 年度までの目標として漁獲量を 444 万トンまで回復させることが掲げられているが、この数値には遠洋漁業で漁獲される魚種は含まれていますか。従来の TAC 魚種が漁獲量の 6 割を占めているという話との関係を教えてください。· · · · · 8

《資源調査》

- 4 資源調査は今後どのように進められていくのでしょうか。また調査で得られた情報は、漁業者等も入手することができるのでしょうか。· · · · 9

《資源評価》

- 5 MSY とは何ですか。詳しく教えてください。· · · · · 10
- 6 資源量の減少は、漁業者が魚を獲りすぎているからのみではなく、磯枯れなど様々な海洋環境の要因を考慮すべきではないでしょうか。また漁業者が減れば水揚量も減少するのは当然であり、漁獲量だけを見て資源評価をすべきではないと思います。· · · · · 12
- 7 資源評価対象魚種を拡大する意義は何でしょうか。資源評価を行う水産機構の人員が限られている中、200 種の資源評価ができるとは到底思えません。資源評価対象魚種を増やすよりも、新たに TAC 管理を検討していく魚種の資源評価の精度を上げることに人的資源を投入すべきではないでしょうか。· · · · · 13

«漁獲情報等の報告»

- 8 漁獲報告の義務化の開始について、漁業権漁業の漁場活用状況の報告とは何でしょうか。また、どのような情報を報告することになるのでしょうか。 ······ 14
- 9 漁獲報告の管理について、漁協はクロマグロ 1 種の漁獲報告だけでも大変な労力を費やしており、これ以上漁獲報告の対象魚種が増えるとなると手が回らなくなります。漁協側の負担を減らすことができないのでしょうか。また水揚げ情報を電子的に収集する体制を整備することですが、どのように行うのでしょうか。新たなシステムを導入する必要があるのでしょうか。 ······ 15
- 10 漁業者による直売といった市場外流通の分はどのように漁獲報告を行えばよいのでしょうか。また、電子的な報告はどのようにすればよいのでしょうか。 ······ 16

«TAC管理»

- 11 これまでの TAC 管理は、どのような結果となっているのでしょうか。 ······ 16
- 12 TAC 管理は全ての漁業種類に適用されるのか。 ······ 17

«TAC魚種拡大»

- 13 農林水産統計上では、漁獲量上位 35 種の中に出でこないキンメダイが、新たな TAC 管理の検討の対象となっている理由は何か。 ······ 17
- 14 TAC 魚種の拡大は全国一斉に行うのでしょうか。 ······ 18
- 15 新たに TAC 管理を検討する魚種は、漁獲量上位 35 種ということでしょうか。この 35 種以外が TAC 管理の候補に挙がることもあり得るのでしょうか。 ······ 18
- 16 資源が減ってきている魚種について、TAC 管理を進め、各都道府県に漁獲枠を割り当てるということでしょうか。令和 6 年から開始されるのでしょうか。 ······ 19
- 17 全国的に漁獲量がわずかなものも候補となっているが、こうした魚種を管理する意味はあるのか。 ······ 19

《資源管理手法検討部会》

- 18 資源管理手法検討部会のメンバーにはどのような方が選ばれるのでしょうか。··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· 20

《ステークホルダーアンケート会合》

- 19 今後開催される資源管理方針に関する検討会（ステークホルダーアンケート会合（S H会合））においては、漁業者等の意見もよく聴いていただきたいと思いますが、過去のS H会合で漁業者の意見を取り入れた例があれば教えてください。··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· 20

《T A C管理の運用》

- 20 これまでのT A C管理において、知事許可漁業は、若干や数量の表示なしという管理が行われてきたが、今後はどのようになるのでしょうか。··· ··· 23

- 21 T A C管理は単年度管理になると思うが、定置網は、年によって獲れたり獲れなかったりと年変動が大きいことから、複数年管理を検討いただきたい。··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· 23

- 22 資源管理の取組の頑張りにより、実際に資源量が回復し、T A Cも増加するのであれば、頑張ることもできる。クロマグロについては、資源管理に尽力しており、現場の感覚として資源が増えてきているとは思いますが、T A Cの増加には反映されていません。クロマグロは国際的に資源管理が行われているため、国内の資源とは異なる扱いになるからだと思うが、国内の資源については、どの程度の頻度でT A Cの見直しを行うのでしょうか。（令和3年5月時点） ··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· 24

- 23 T A Cの配分基準を教えてください。仮に過去の漁獲実績を考慮するならば、何年分の漁獲量が考慮されるのでしょうか。自主的な管理を行っている地域とそうでない地域とで配慮されることはあるのでしょうか。··· ··· 25

- 24 数量管理を実施するとなつた場合、各都道府県内でのT A Cの配分はどのように行われるのでしょうか。··· ··· ··· ··· ··· 25

- 25 新たなT A C魚種の管理において、漁獲枠の融通を検討していただきたい。··· ··· ··· ··· ··· ··· ··· 26

- 26 T A C管理に際しては留保枠を設けて柔軟な管理をお願いします。··· 26

《定置網漁業の管理》

- 27 定置網漁業での数量管理において、広域で行うような共同管理はできないのか。····· 27
28 いわゆる「待ち」の漁業である定置網漁業について、例えば大量来遊があり予期せず漁獲してしまう事態も想定されます。TAC管理を導入した場合、こうした不測の事態についてどのように対応するのか。····· 27

《I Q管理の導入》

- 29 知事許可漁業についても、大臣許可漁業のようにI Q管理を導入していくのでしょうか。····· 28

《資源管理協定》

- 30 すでに様々な資源管理計画が策定されているが、今後資源管理協定に移行した場合にはどのような変更点が生じるのか。····· 29
31 資源管理目標は、どのように定めるのでしょうか。····· 29
32 資源管理協定や取組内容の検証結果を公表する理由を教えてください。····· 30
33 資源管理協定について、協定に違反した場合の措置を定める必要があると考えますが、その内容を教えてください。····· 30

《遊漁者対策》

- 34 遊漁の資源管理についてのルール作りが必要だと考えています。魚種によっては遊漁の占める割合が大きいため、遊漁の資源管理の検討も重要になるのではないでしょうか。····· 31

※参考：水産庁ホームページにおける資源管理関係情報のウェブサイト
「新たな資源管理の部屋」…新たな資源管理に関する全般的な情報
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/index.html>

「水産政策の改革について」…水産改革全般の情報
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/suisankaikaku.html>

「水産政策の改革パンフレット 沿岸漁業者の皆様へ」
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-37.pdf>

「資源管理方針に関する検討会」…ステークホルダー会合の情報
<http://www.jfa.maff.go.jp/j/study/kentoukai.html>

「水産政策審議会」…資源管理分科会や資源管理手法検討部会等の情報
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/index.html>

≪ロードマップの目標≫

1 令和 12 年度までに 10 年前と同程度まで漁獲量を回復させることを目標に設定していますが、10 年前とはいつを指しているのか。

ロードマップを策定した令和 2 年（2020 年）時点から 10 年前ということであり、平成 22 年（2010 年）ごろと同程度の漁獲量（444 万トン）まで回復させるということです。

2 令和 12 年度までに 10 年前（平成 22 年度）と同程度まで漁獲量を回復させることを目標に設定していますが、海洋環境や陸上での水産を取り巻く状況が今と昔とでは異なっている状況において、どのように目標を達成していくのでしょうか。

水産政策の改革では、適切に資源管理を行うことで、資源を最大限、有効活用できる状態にもっていくことをを目指しており、ロードマップにおいては、当面の目標として、この 10 年間で失った分これから 10 年で回復させるということを目標としました。

海洋環境は 10 年前と大きく変わっており、また漁業者が減少しているという現状はありますが、そうした中で、水産業の基となる資源を適切な状態に維持・回復することにより、それらをどのように有効に活用していくのかを検討することが可能となります。

こうした検討を進め、様々な施策とともに水産業を取り巻く環境を整備することによって、目標を達成したいと考えています。

3 令和12年度までの目標として漁獲量を444万トンまで回復させることが掲げられているが、この数値には遠洋漁業で漁獲される魚種は含まれていますか。従来のTAC魚種が漁獲量の6割を占めているという話との関係を教えてください。

全体の目標444万トンとは、海面、内水面を問わず漁業（養殖を除く。）で漁獲される量から、藻類と海産ほ乳類を除いた漁業生産量の目標です。

一方、TAC魚種拡大の検討において、従来のTAC魚種は漁獲量の6割を占めている、あるいは、令和5年度までに漁獲量の8割をTAC管理に、という数値の基となっている漁獲量には、遠洋漁業で漁獲されるものやかつお・まぐろ類、さけ・ます類、貝類・藻類などは含まれていません。

これは、我が国周辺水域に生息する水産資源のうち我が国が主体的に資源管理を行うことによって増加が期待されるものを中心として考えたものであり、水産政策の改革の議論の当初から、この考え方です。

«資源調査»

4 資源調査は今後どのように進められていくのでしょうか。また調査で得られた情報は、漁業者等も入手することができるのでしょうか。

資源調査には、魚市場において水揚げされた魚の量やサイズ等を調べる市場調査、調査船を用いて主に沖合の資源や海洋の状況を調べる調査船調査、漁業関係者の協力により漁船を用いて主に沿岸の資源や海洋の状況を調べる漁船活用調査などがあります。

また、各調査で得られた生物標本については、研究所で詳しく年齢や成熟を調査することも行われています。これらの調査は水産機構と都道府県の水産試験場等が共同実施機関（JV）として行っています。

資源評価はJVにより行政機関から独立して行われ、外部の専門家も入った資源評価会議の議論を経て、結果が公表されます。ロードマップにおいては資源評価対象魚種を200種程度に拡大するとともに、MSYベースの資源評価を進めてまいります。

また、JVによる資源評価結果は、報告書としてウェブで公表されており、漁業者等も閲覧することが可能です。

※参考：資源評価結果を公表しているウェブサイト

「我が国周辺水域の水産資源の現状を知るために」…資源評価結果全体

<http://abchan.fra.go.jp/index.html>

「資源管理方針に関する検討会関連情報」…MSYベースの資源評価結果等

http://www.fra.affrc.go.jp/shigen_hyoka/SCmeeting/2019-1/

«資源評価»

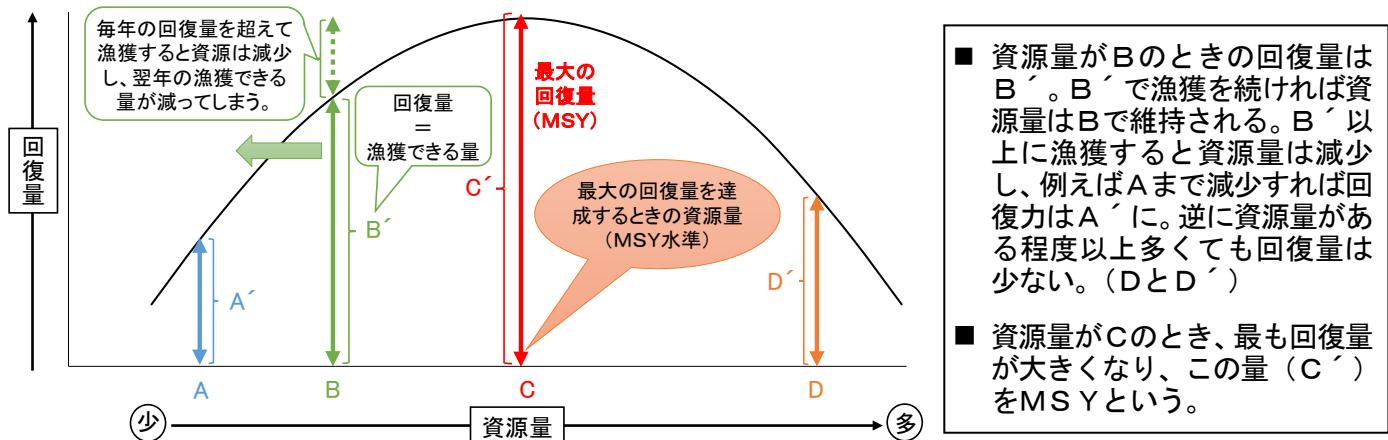
5 MSYとは何ですか。詳しく教えてください。

水産資源については漁獲をしても親魚がある程度残っていれば産卵をして稚魚が生まれ、自然の回復力が働いて資源が回復するという性質があります。

しかし、親魚が多ければ良いということではなく、餌環境等について競合があり、親魚が多すぎると、それに応じて資源量が増えるわけではないと言われています。持続的に稚魚が増える量（それ以上増えると稚魚にとって厳しい環境になるため、孵化した稚魚にとって環境がちょうど良くなる量）に親魚の資源量を維持する形で獲り続ければ、持続的に最大限の量を獲り続けることができるという説に従って獲っていこうというのがMSY理論です。

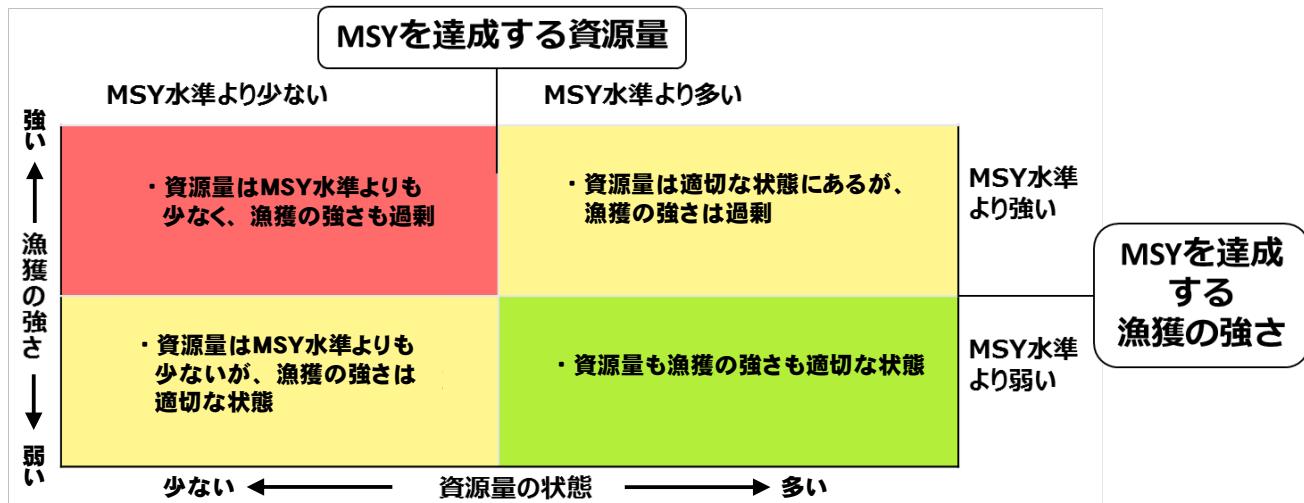
昔からある理論ではありますが、ちょうど良い量というのを計算することが長年の課題となっており、手法を批判する学者もいましたが、近年のコンピューターの性能向上、計算方法の技術の向上等により、保持すべき資源量が計算できるようになってきました。国連海洋法条約でも規定されており、アメリカやヨーロッパではすでに資源管理に取り入れられ、国際的には標準的な理論となっています。我が国でも、改正漁業法の施行により、MSYベースの資源評価に従って、資源管理を進めていこうとしています。

図1：資源量と回復量の関係



今後は、横軸が計算で出したMSY水準の親魚の量に対する現行の資源水準を示し、縦軸がMSY水準の資源を達成する獲り方の圧力に対して実際にどれくらいの獲り方の圧力となっているかということを示した「神戸チャート」（図2参照）というグラフで議論することとなります。

図2：神戸チャート



左上の領域にプロットが位置する場合は、MSY水準に対して、親魚の量が少なく、漁獲圧が高いということを示します。ここに判定された場合は、獲りすぎの状況を解消して資源回復を待つ必要があります。逆に、右下にプロットが位置する場合、MSY水準に対して親魚の量が多く、漁獲圧が低い状況に保たれているということを示します。ここに位置する場合は、現状以上に漁獲制限をする必要はありません。逆に、現状よりももう少し獲っても良い、TACを増やすことも検討できるということになります。

今後、魚種ごとに、この神戸チャートを示した上で、漁獲シナリオ、魚の獲り方についてステークホルダー会合の場において議論を進めていくこととなります。

6 資源量の減少は、漁業者が魚を獲りすぎているからのみではなく、磯枯れなど様々な海洋環境の要因を考慮すべきではないでしょうか。また漁業者が減れば水揚量も減少するのは当然であり、漁獲量だけを見て資源評価をすべきではないと思います。

たしかに漁獲量の減少は、磯枯れなどが要因であるケースもあるでしょう。磯枯れで獲れなくなるものとして、アワビやサザエなど沿岸に生息する魚介類や沿岸の藻場を産卵場や生育場としているものは資源に影響が出ると言われています。一方で、サバやイワシ、マグロなどの回遊性の魚種は、その影響度は比較的小さく、TACにより漁獲量を管理することが有効な資源管理の手法と考えています。

また漁業者の減少が原因となるものとしても、アワビやサザエなど沿岸の根付きの資源で人の手で採捕するものは該当しますが、網で採捕する魚などは、一般的に、漁獲が減れば、資源は回復し、一操業当たりの漁獲量は増大し、利益も向上するはずですが、そうなっていません。

したがって、漁獲量減少の原因がなんであるかは、魚種ごと異なっており、科学的な調査が必要となります。資源評価については、単純な水揚げ量だけで、資源水準を判断するのではなく、資源量やの動向や操業1回当たりの漁獲量（CPUE）等も踏まえて評価を行っています。

また、沿岸の魚種を増やすに当たっては、藻場・干潟の保全など海洋環境に関連した要素も考慮することになります。

7 資源評価対象魚種を拡大する意義は何でしょうか。資源評価を行う水産機構の人員が限られている中、200種の資源評価ができるとは到底思えません。資源評価対象魚種を増やすよりも、新たにTAC管理を検討していく魚種の資源評価の精度を上げることに人的資源を投入すべきではないでしょうか。

資源評価対象魚種を拡大するという方針は、新漁業法において、農林水産大臣はすべての水産資源について資源評価を行うよう努めるとされていることによるものです。

ここでいう水産資源とは、同じく新漁業法の定義の中で、水産動植物のうち有用なものをいうとされ、一般的に消費者の食卓に並ぶような魚種を中心に200魚種程度について資源評価を行っていくことを目標としています。

資源評価は、200魚種程度を目指しますが、当面、法律上のTAC管理を目指すのは20~30魚種程度となります。残りの170~180魚種程度は新漁業法に基づく資源管理協定によって管理していくことになります。この資源管理協定が資源管理目標の達成に向けて効果的なものとなるためには、資源評価結果を用いて科学的な検証を行っていく必要があります、特に、当面TAC管理の可能性がある魚種ではない170~180種を多く漁獲している沿岸漁業者にとっては、新たに資源評価が行われていく魚種の資源評価結果が効果的な資源管理措置の実施に当たり、これまで以上に重要な役割を担うと考えており、このためにも資源評価対象魚種を拡大していく意義があると考えています。

水産資源を調査・評価する試験研究機関の人的資源にも限りがあります。このため、水産機構では、より効率的に情報収集ができる体制を構築していくこととしています。また資源評価は、水産機構のみで行うものではなく、現在もJV（共同実施事業体）の形で各都道府県の試験研究機関等と協力して行っており、沿岸性の資源を対象とする資源評価においては、これまで以上に都道府県の試験研

究機関等の果たす役割は大きくなります。

新たなTAC魚種として候補に挙がっている魚種は、すでにこれまで複数年にわたり資源評価が行われてきて、さらに情報の蓄積が多いものが揚げられています。このため、一定のレベル以上の資源評価が可能であり、その結果について、漁業者をはじめとした関係者に御理解いただくことが可能だと考えています。他方、資源評価の精度については、今後も引き続き、向上していくよう努めてまいります。ちなみに、米国では約470系群、EUでは約180系群の資源評価を実施しています。

《漁獲情報等の報告》

8 漁獲報告の義務化の開始について、漁業権漁業の漁場活用状況の報告とは何でしょうか。また、どのような情報を報告することになるのでしょうか。

漁業権者は1年に1回以上、都道府県知事に対して、資源管理状況等の報告を行うこととなっており、具体的には、操業日数、漁獲量等の漁場の活用状況や資源管理の取組の実施状況を報告して頂きます。これらの情報は、漁業権者により漁場が適切かつ有効に活用されているかを都道府県が確認する際に活用されます。

詳細は、海面利用制度等に関するガイドラインの中で考え方をお示ししていますが、具体的な内容については、各都道府県にお問い合わせください。

※参考

海面利用制度等に関するガイドライン

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaiaku-25.pdf>

海面利用制度等に関するガイドライン（ポイント説明資料）

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaiaku-34.pdf>

9 漁獲報告の管理について、漁協はクロマグロ1種の漁獲報告だけでも大変な労力を費やしており、これ以上漁獲報告の対象魚種が増えるとなると手が回らなくなります。漁協側の負担を減らすことをできないのでしょうか。

また水揚げ情報を電子的に収集する体制を整備するとのことですが、どのように行うのでしょうか。新たなシステムを導入する必要があるのでしょうか。

知事許可漁業の資源管理状況等の報告については、各都道府県の漁業調整規則において報告の内容や頻度等が定められていますので、まずは都道府県にお問い合わせください。

また、水揚げ情報の収集の体制整備については、漁獲報告の負担を軽減するため、令和2年度3次補正予算及び令和3年度補正予算において、産地市場・漁協等が業務で利用している「販売システム」を改修し、電子的な漁獲報告ができるよう、必要な取組を支援する「漁獲情報デジタル化推進事業」を措置しています。

この補助事業を受けるためには、都道府県ごとに、都道府県・産地市場・漁協等を構成とした「デジタル化推進協議会」を設立し、デジタル化推進計画を策定してもらう必要があります。

事業の詳細については、同事業の実施主体である（一社）漁業情報サービスセンターから、都道府県の窓口に対し説明を行っておりますので、都道府県の担当者にお問い合わせください。

なお、漁獲報告を行うことは知事許可漁業者又は漁業権者の義務であり、これらに関する指導監督は都道府県が行うこととなっています。

※令和3年度補正予算「漁獲情報デジタル化推進事業」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/smart/attach/pdf/index-6.pdf>

10 漁業者による直売といった市場外流通の分はどのように漁獲報告を行えばよいのでしょうか。また、電子的な報告はどのようにすればよいでしょうか。

市場を経由した水揚げについて、漁協等を通じて報告する場合であっても、市場・漁協等は、当該報告について漁業者からの委任を受けてこれを行う立場であり、法的な義務という観点からは、漁獲情報の報告義務は漁業者に課せられています。

しかしながら、市場外流通の場合の効率的かつ迅速な漁獲量の把握は課題です。

このため、市場外流通の分に係る漁獲についても、漁獲報告の義務を有する漁業者が、漁協等に委任して報告するか、自ら直接報告する必要があります。

漁協等の電子的な報告体制を構築していく中で、市場経由の流通分についての把握を進めるとともに、漁業者からの直接報告についても、スマートフォン等からアプリを使って漁獲報告を行ってもらうなど、漁業者が報告しやすいツールの活用も都道府県等と連携して検討してまいります。

≪TAC管理≫

11 これまでのTAC管理は、どのような結果となっているのでしょうか。

今回の水産政策の改革に際し、これまでにTAC管理されてきている資源とされていないものを比較すると、資源水準が低位にあるものの割合は、TAC管理魚種の方が低いとの結果となりました。

さらに、平成27年（2015年）以降、すべてのTACを科学的に算出されたABC（生物学的許容漁獲量）以下にして管理した結果、資源状態の悪かったスケトウダラ日本海北部系群についても、資源

が回復傾向にあるなど、TACによる管理の効果が表れています。

また、新漁業法の中でMSYベースという新たな管理目標が定められ、資源管理は数量管理を基本とすることが定められました。こうした中、漁獲量が多いものは、一般的に、産業上及び国民の生活上、重要な位置づけを有しております、かつ、MSYベースの資源評価が可能となるなど科学的なレベルも高いものであることから、新たなTAC管理の候補として議論の対象としました。

また、ICT技術を利用することにより、これまで以上の頻度での報告や漁獲量の迅速な把握ができるようになり、これまで現実のものとしてシミュレーションできていなかったMSYが、こうした技術の発展により、海洋環境等も含めた検討が可能となってきております。

将来にわたって資源を利用するため、新しい技術も活用しながら、皆様との共通認識を持って資源管理を進めていきたいと考えています。

12 TAC管理はすべての漁業種類に適用されるのか。

資源管理は、対象となる水産資源を利用する者全員が協力して行うことが基本であり、特定水産資源（TAC魚種）を採捕するすべての漁業種類に適用されることになります。

≪TAC魚種拡大≫

13 農林水産統計上では、漁獲量上位35種の中に出でこないキンメダイが、新たなTAC管理の検討の対象となっている理由は何か。

キンメダイは経済的に価値の大きな魚種ではありますが、農林水産統計上では、「キンメダイ」の分類ではなく、「その他の魚種」に含まれていることから、説明資料の表中には出ていません。

農林水産統計とは別に、資源評価の際に収集された漁獲データに基づけば、キンメダイは国内で年間4,000トン程度が漁獲されており、これは説明資料の表に当てはめると上位35種の中に入ります。

また経済的価値の高さに加えて、科学的情報の蓄積が豊富であり、MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みであるため、検討の対象としています。

14 TAC魚種の拡大は全国一斉に行うのでしょうか。

資源評価は系群毎に行われていますので、基本的には、系群毎にTAC管理を行うことになります。

例えば、マイワシ対馬暖流系群については、北は秋田県から南は鹿児島県までの日本海の海域を対象に管理しています。

一方で、日本周辺海域全体が一つの系群となる場合や、日本周辺の系群全てが同時にTAC管理の対象となった場合には、全国一斉に実施することになります。

15 新たにTAC管理を検討する魚種は、漁獲量上位35種ということでしょうか。この35種以外がTAC管理の候補に挙がることもあり得るのでしょうか。

新たなTAC管理の検討は、①漁獲量の多いもの（漁獲量上位35種を中心とする）、②MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種の条件に合致するものから順次開始していくこととしています。

これ以外の魚種についても、漁業者や地域から要望のあったものや資源量の減少が著しいものなどは、将来的にTAC管理の検討を進める可能性はありますが、まずは前述の条件に合致するものから検討を進めています。

16 資源が減ってきてている魚種について、TAC管理を進め、各都道府県に漁獲枠を割り当てるということでしょうか。令和6年から開始されるのでしょうか。

資源が減少しているからといって、すぐさまTAC管理を導入することが決まるわけではありません。新たなTAC魚種の拡大に当たっては、漁業者の理解と協力を得た上で進めることになります。

TAC管理の実施が決まった魚種（特定水産資源）については、TACを大臣管理区分と各都道府県とに分け、これらに対し、「漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して定める」配分基準に基づき、配分することになります。

なお、新たなTAC魚種は、資源評価結果が公表されたものから、順次、検討を進めていくため、令和6年から一斉に開始されることにはなりません。

17 全国的に漁獲量がわずかなものも候補となっているが、こうした魚種を管理する意味はあるのか。

新漁業法では、資源管理はTAC管理を基本とするとしており、令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理とすることを目指しています。

TAC魚種拡大に向けたスケジュールに記載のとおり、TAC管理の検討を開始する魚種は、漁獲量が多く、MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種から選定されています。

その中で比較的漁獲量が少ない魚種についても、地域によっては重要な魚種となっており、資源管理は不可欠と考えています。

《資源管理手法検討部会》

18 資源管理手法検討部会のメンバーにはどのような方が選ばれるのでしょうか。

資源管理手法検討部会は、水産政策審議会資源管理分科会の下に、令和3年3月23日に設置されました。

当部会は、資源管理分科会会長が指名する水産政策審議会の委員（学識有識者3名：令和4年3月時点）と特別委員（指名なし：令和4年3月時点）のほか、参考人として当該部会で議題となる魚種や漁業種類に関する漁業者や専門的知見を有する者に御参加いただくとともに、希望する関係者からの意見表明を可能としています。

※資源管理手法検討部会の開催情報

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/210416.html>

※資源管理手法検討部会について（新たな資源管理の部屋）

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/index.html#link4>

《ステークホルダー会合》

19 今後開催される資源管理方針に関する検討会（ステークホルダ一會合）においては、漁業者等の意見もよく聴いていただきたいと思いますが、過去のステークホルダー会合で漁業者の意見を取り入れた例があれば教えてください。

ステークホルダー会合においては、最初に研究機関から、漁獲の強さを一定として、資源の状況に合わせてABC／TACを増減させる漁獲シナリオを基本形として、漁獲の強さを変えて、いくつか示されます。

実際の会合の場では、マイワシ対馬暖流系群の議論のときは、1回目のステークホルダー会合において、「漁獲量を一定にするシナリオ」の他、参加者から、「漁獲の強さを途中で変えるシナリオを試算してほしい」との意見がありました。2回目のステークホルダ一會合において、その試算結果を示した上で、議論を行った結果、境港等の主要な水揚地のキャパシティを踏まえ、最初の3年は漁獲を強くして多めに獲り、それ以降は漁獲の強さを下げ、10年後には20万トン程度とする、という形で試算されたシナリオを採用しました。

また、スケトウダラ太平洋系群では、初めに示された基本形では、初年度20万トンの漁獲量で、その後減っていくシナリオでしたが、漁業者などの参加者の意見に基づいて研究機関から漁獲量を一定にするシナリオが示され、最初の3年は漁獲量を17万トンに固定するシナリオが採用されました。

スケトウダラ日本海北部系群では、前年のTACで使わなかった分の利用を認めてもらいたいという漁業者の要望を受けて、様々なリスクを計算し、当初のTACの5%を上限として未利用分を翌年度に繰り越すルールを採用し、これを基に資源管理基本方針を作成し、TACを設定しました。

こうした事例から明らかなように、ステークホルダー会合における議論や漁業関係者からの要望に基づき、科学的に漁獲シナリオの修正を検討し、その結果を踏まえて関係者等との議論を経て採用に至っています。

今後、TAC魚種を拡大していく場合にも、このような双方向のやりとりを通じて、どのように管理していくのかを議論・検討し、決定することとなります。

※資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）の開催情報

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/study/kentoukai.html>

※資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）について（新たな資源管理の部屋）

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/index.html#link5>

≪TAC管理の運用≫

20 これまでのTAC管理において、知事許可漁業は、若干や数量の表示なしという管理が行われてきたが、今後はどうようになるのでしょうか。

新漁業法に基づくTAC管理では、漁獲量上位おおむね8割に入る漁獲実績をもつ大臣管理漁業と都道府県には、数量を明示した配分を行うこととなっています。

それ以外の漁獲実績の少ない都道府県については、目安の数量を示しつつ、現行水準という表記の下、現行以上に漁獲努力量を増やさない管理を行ってもらうことになります。

21 TAC管理は単年度管理になると思うが、定置網は年によって獲れたり獲れなかったりと年変動が大きいことから、複数年管理を検討いただきたい。

定置網で魚種別の漁獲量に年変動があることは承知しています。これまで、毎年実施される資源評価を基に、より適切な管理を行うため、単年度ごとにTACの数量を定めて管理を行ってきました。

複数年TACによる管理では、漁獲の年変動による影響を一定程度軽減できる可能性がある一方で、資源量が減少傾向にある時もTAC数量が維持されることから、一般的に、より保守的な管理が推奨され、単年度の管理よりも漁獲できる量が減ってしまうおそれがあります。

定置網漁業の管理手法については、留保や融通の活用を含めて、どのような管理が適当か引き続き議論する中で、方向を見出していくります。

22 資源管理の取組の頑張りにより、実際に資源量が回復し、TACも増加するのであれば、頑張ることもできる。クロマグロについては、資源管理に尽力しており、現場の感覚として資源が増えてきているとは思いますが、TACの増加には反映されていません。クロマグロは国際的に資源管理が行われているため、国内の資源とは異なる扱いになるからだと思うが、国内の資源については、どの程度の頻度でTACの見直しを行うのでしょうか。（令和3年5月時点）

クロマグロは、国際的な資源管理が行われており、資源評価の結果によると、資源は徐々に増えてきていることを示しています。WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）での議論では、資源状況は未だ悪いと主張する国があり、増枠に理解が得られない状況となっていましたが、資源評価の結果と我が国の主張に対し関係国の理解を得ることができ、令和3年12月に開催されたWCPFC年次会合において、クロマグロの大型魚の漁獲枠15%増などが決定されました。今後も、クロマグロの資源管理について適切な内容となるよう協議に臨むこととしているものの、WCPFCにおける決定を踏まえる必要があります。

他方、国内資源については、新漁業法に基づき、水産機構が行う資源評価結果を踏まえ、漁業者も参加したステークホルダー会合で議論を行います。ここでの議論を踏まえて漁獲の強さを予め決め（漁獲シナリオ）、このシナリオに従って、毎年の資源評価の結果に基づき、次の年のTACを決める方式をとります。

このように、基本的なTAC管理では、毎年の資源評価により、資源が増えたらTACが増え、資源が減ったらTACが減ります。資源が回復したものは、翌年のTACに反映されるので、より機動的な対応ができると考えています。

23 TACの配分基準を教えてください。仮に過去の漁獲実績を考慮するならば、何年分の漁獲量が考慮されるのでしょうか。自主的な管理を行っている地域とそうでない地域とで配慮されることはあるのでしょうか。

従来のTAC魚種は、過去3ヶ年の実績をベースに配分しており、この考え方方が基本となると考えますが、新規TAC候補魚種については、今後、資源管理手法検討部会等で漁業者も含めた関係者の意見を伺いながら議論していくことになります。

また、制限もなく漁獲した漁獲実績と、自主的資源管理措置に基づいて抑制してきた実績を同列に扱うのかという論点はあり、これまででも正直者が報われる制度として欲しいとの要望が出されています。

こうした考えを踏まえ、例えば、これまでの資源管理の取組の実施状況に応じて配分の重み付けを変えるなど、基準年のとり方なども含めて、検討していく考えです。

24 数量管理を実施するとなった場合、各都道府県内のTACの配分はどのように行われるのでしょうか。

新漁業法では、全体のTACの数量を定めるとともに、都道府県ごとに漁獲実績等を踏まえて漁獲量を割り振ることとなります。都道府県内でどのように地域・漁業種類に分けて漁獲量を配分するかは都道府県知事の権限となっているため、都道府県から示されることとなります。

25 新たなTAC魚種の管理において、漁獲枠の融通を検討していただきたい。

急な大量来遊があった場合などに対応するための都道府県間等における漁獲枠融通については、これまでにもクロマグロ等で頻繁に行っている例があり、漁獲量の変動に対応したシステムとして有効であると考えています。

新たな魚種での融通の促進については、管理手法の検討の中で議論してまいります。

なお、マイワシ対馬暖流系群等では、数量配分を受けた大臣管理区分と都道府県が協議する場を持ち、合意に基づく留保枠の配分や融通の促進をしている事例があり、こういった取組も有用と考えています。

26 TAC管理に際しては留保枠を設けて柔軟な管理をお願いします。

従来のTAC魚種では、サバ類やマイワシといった浮魚類などで留保枠を設け、急な大量来遊があった場合に柔軟な対応ができるようになっています。

新たなTAC候補魚種についても、資源や漁業の状況を踏まえつつ、留保枠の活用について検討していく考えです。

なお、マイワシ対馬暖流系群等では、数量配分を受けた大臣管理区分と都道府県が協議する場を持ち、合意に基づく留保枠の配分や融通の促進をしている事例があり、こういった取組も有用と考えています。

«定置網漁業の管理»

27 定置網漁業での数量管理において、広域で行うような共同管理はできないのか。

クロマグロの管理においては、当初、希望する都道府県について共同管理を導入しましたが、各県が自県分の数量を意識せずに、かえって漁獲量の超過を招いてしまったという苦い経験があります。

こうした経験に加えて、新漁業法では、TACの配分は、大臣管理区分と都道府県に配分することとなっており、沿岸漁業については、基本的に都道府県ごとの管理となります。

今後、共同管理の可能性を完全に否定するものではありませんが、その場合には、来遊時期が異なる地域との公平性をいかに確保するか、例えば、ある地域の盛漁期が来る前に採捕停止命令が発令されるという可能性があることなどを念頭に置く必要があります。

いずれにしても、今後どのように管理していくのが最も効果的かという観点で検討してまいります。

28 いわゆる「待ち」の漁業である定置網漁業について、例えば大量来遊があり予期せず漁獲してしまう事態も想定されます。TAC管理を導入した場合、こうした不測の事態についてどのように対応するのか。

定置網漁業は、待ちの漁業だからといって大量に漁獲すれば、資源に悪影響を与えることには他の漁法と変わりないことから、どのような管理ができるのかは考えていく必要があります。

これまでクロマグロの漁獲管理において、定置網に入網したクロマグロを放流するための技術開発を行ってきており、地域によっては効果をあげています。

こうした知見に加え、今後は、ブリなど他の魚種についても選択

的に漁獲する技術開発を並行して行っています。

なお、大量漁獲を避けるためには、放流又は漁を休むことが求められますので、ＩＣＴ技術も活用して網の中の状況を把握できるシステムの開発も進めています。

≪IQ管理の導入≫

29 知事許可漁業についても、大臣許可漁業のようにIQ管理を導入していくのでしょうか。

IQ管理の導入には、漁獲量を即時に把握する体制やモニタリングの体制が必要となります、こうした準備が整ったところからIQ管理を導入していくことを検討しており、まずは大臣許可漁業への導入を進めています。

なお、沿岸漁業では、このような形での漁獲量の把握ができる状態とならないうちにIQを導入することは難しいと考えますが、これまでの自主的な管理の中でIQ管理と同趣旨の管理を実施されているところがあります。こうしたところでは、資源の管理方法の一つとして、IQ管理の導入を検討いただくことも可能です。

《資源管理協定》

30 すでに様々な資源管理計画が策定されているが、今後資源管理協定に移行した場合にはどのような変更点が生じるのか。

これまで資源管理指針・計画の中で定めていた目標は、資源の維持・回復を図るといった定性的なものが中心でした。今後は、科学的な資源調査に基づいた目標を設定し、その目標を達成するために自主的な取組を行っていただきます。

また、その取組が科学的に資源管理に寄与する、又は効果的であると認められれば、協定として各都道府県知事や農林水産大臣の認定を受けた上で公表されることになります。

31 資源管理目標は、どのように定めるのでしょうか。

資源評価が実施されている魚種については、その資源評価結果に基づき、水産機構が目標の原案を示し、ステークホルダーや関係者の意見を聴いた上で資源管理基本方針に目標を定めることとしています。

資源評価が行われていない魚種については、これまで行われた都道府県の水産試験場等の調査結果や収集された漁獲情報（C P U Eなど）に基づき、科学的な指標を設定していただくことになります。

32 資源管理協定や取組内容の検証結果を公表する理由を教えてください。

これまで漁業者が自主的に行ってきました資源管理の取組について、対外的な透明性を高め、加工流通業者や一般消費者の方々に知っていただくことを目的としています。漁業者の皆様の努力が一般の方々の目に留まり、しっかりと理解されることによって、適正価格での販売や消費の拡大にもつながっていくものと考えています。

33 資源管理協定について、協定に違反した場合の措置を定める必要があると考えますが、その内容を教えてください。

資源管理協定の規定に違反した場合の措置は、資源管理協定の中で規定することとなります。措置の内容は、例えば、資源管理協定の履行が条件となっている補助や支援策を受けることができない、出漁日数を削減するといったことが想定されますが、関係する都道府県と相談して検討していただくことになります。

«遊漁者対策»

34 遊漁の資源管理についてのルール作りが必要だと考えています。魚種によっては遊漁の占める割合が大きいため、遊漁の資源管理の検討も重要になるのではないですか。

これから、多くの水産資源の管理を進めていく際には、沿岸域に分布・回遊する資源も対象となり、これらの資源は遊漁による採捕の影響が大きくなる可能性があるため、資源管理に遊漁関係者の協力を得ていくことが重要になってきます。

このため、国が定めた資源管理基本方針や都道府県が定めた資源管理方針の中にも、遊漁者についても、資源管理に協力するよう指導する旨が規定されたところです。

またクロマグロについては、令和3年3月の広域漁業調整委員会において、クロマグロを採捕する遊漁者に関する資源管理の措置として、同年6月1日から小型魚の採捕禁止と大型魚の採捕報告に関する広域漁業調整委員会指示が発出され、その後、大型魚の採捕報告に予想を上回る漁獲の積み上がりがみられたことから、同年8月21日以降、令和4年5月31日までの間、大型魚の採捕も禁止されました。

令和4年3月の広域漁業調整委員会において、令和4年6月から令和5年3月までの規制として引き続き小型魚の採捕を禁止するとともに、大型魚については、採捕報告に加え1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない等の内容を新たに加えた委員会指示が発出されたところです。

今後、その運用状況や定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理に段階的に移行することが、水産基本計画で位置付けられました。

さらに同計画において、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことが予見されるこ

とから、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努め、遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境を整備することとされました。

※水産基本計画の情報

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kikaku/attach/pdf/220325-2.pdf>